

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

「コーポレート・ガバナンス」とは、持続的な企業価値向上を実現するための仕組みであり、その仕組みを機能させることと考えております。当社は、「経営の規律」を確保しつつも、「捨てる覚悟」と「変革への意思」を持った経営がさらなる企業価値向上に繋がると考えており、これを実現する仕組みとしてコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

また、中長期的な企業価値向上には株主・投資家、お客様、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダー（以下、「ステークホルダー」といいます。）との信頼関係が不可欠です。当社は、経営理念に基づき、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを心掛けております。特に株主・投資家の皆様との建設的な対話に関しては代表取締役社長執行役員を含め各役員が積極的に対応、IR担当部署を窓口として個別面談に対応させていただく等、体制を整備しております。また、株主との対話を通じて得た有用なご意見は、取締役会等で社内共有し、議論を行っております。

#### < 経営理念 >

##### (1) 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

##### (2) 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものと考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

##### (3) 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

当社は、経営理念に基づき、中長期的な企業価値向上を実現させるための枠組みと運営方針を、以下の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）の中で定めております（添付をご参照ください）。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております（2022年4月4日から適用となるプライム市場向けの原則を含む）。

#### 【補充原則4-1- 】（最高経営責任者等の後継者計画）

#### 【補充原則4-3- 】（CEO選解任のための客観性・適時性・透明性ある手続）

最高経営責任者（CEO）の後任については、代表取締役社長執行役員が取締役会に提案して係る提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認することとしております。後継者計画の策定・運用も含めた選解任プロセスの整備については、引き続き重要な検討課題としております。後継者計画（育成を含む）の制度基準等は、2021年6月の改訂後のコードの趣旨も踏まえ、ESG経営推進委員会（後述）でさらに検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】（政策保有株式）

当社は、いち早く、2017年3月期に政策保有株式に関する見直しに着手いたしました。

当社が保有する他社の株式（政策保有株式）の縮減

2018年3月期に、保有残高が大きかった金融機関を中心に、政策保有株式の解消を開始いたしました。2021年3月期からは、当社エネルギー事業との関連性が強いガス機器メーカーも株式保有見直しの対象に加え、これまで以上に踏み込んだ政策保有株式の縮減を進めました。結果、当社は2018年3月期から2021年3月期までの4年間で18銘柄を売却、保有残高は2017年3月期比で約96%縮減いたしました。

他社が保有する当社株式（政策保有株式）の縮減

当社が保有する政策保有株式縮減のみでなく、被保有の政策保有株式（他社が保有する当社株式）についても、当社から積極的に働きかけ、保有の解消を進めていただいております。金融機関等、重要な取引先から当社の方針に賛同し、2017年3月期から、当社株式の売却を進めて下さっております。2021年3月期からは、新たにガス機器メーカー等にも当社株式の売却を進めていただいております。被保有の政策保有株式は、2018年3月期から2021年3月期までの4年間で、当社発行済株式の約4分の1に相当する約10百万株（ ）が市場で売却されました。

（ ）当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株数は分割前ベースです。

2022年3月期は、政策保有株式縮減のファイナルステージとして、当社保有分、被保有分ともに、全ての政策保有株式について解消を進める方針であり、計画に沿って進捗しております。政策保有株式に関する方針については、「ガイドライン」第7条（政策保有株式）をご覧ください。

#### 【原則1-7】（関連当事者間の取引）

当社と役員との間の取引はございません。

関連当事者間の取引に関する方針については、「ガイドライン」第10条(関連当事者間の取引)をご覧ください。

【原則2-3】(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

当社は、社会・環境問題等のサステナビリティに関し、2020年統合報告書において、「脱炭素社会への対応」、「公正・公平な社会の構築」、「地域社会の基盤づくり」、「人材の育成とダイバーシティ推進」等を重要課題(マテリアリティ)として設定し、それぞれの課題に関連するリスク及び機会を開示しております。また当社は、課題への対応を通じて事業を発展させることは、当社の収益機会・中長期的な企業価値向上にも繋がるものと認識し、積極的に課題対応に向けた取り組みを進めております。

2021年6月の改訂後のコードの趣旨も踏まえ、エネルギー会社として気候変動への配慮等の課題に対し、真摯に取り組みを進めると共に、収益機会につながる重要な経営課題として、さらにサステナビリティへの対応に向けた議論を深めてまいります。

【原則2-4】(女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保)

当社は、多様化する地域社会のニーズに対応し、企業価値向上や会社の持続的な成長を実現するには、多様な従業員の一人ひとりが主体的に考え挑戦すること、また、従業員が様々な意見を出し合い、異なる視点で議論を深めて会社を進化させることが重要であると考えております。この考えのもと、性別、国籍、新卒・中途、学歴、年齢等、異なる経験・技能・属性を持つ個人が、それぞれの特性を活かし、意欲を持って、個人の能力と個性を最大限発揮できる環境の整備に注力しております。

女性の活躍促進に関しては、近年、新都市ガス事業や電気事業等の業務が大きく変化したこともあり、営業、ガスの保安検査員、配送員等、従前よりも多様な場での女性の活躍が進んでおります。当社としても、配置等を工夫し、女性の活躍を促進しております。

加えて当社では、それぞれのライフステージに沿った働き方の実現を可能とするため、時短勤務、フレックス制度、時間単位有給取得制度や副業・兼業制度、産休・育休制度、リモートワーク等、多様な働き方への改革を導入し、多様な社員が働きやすい環境を整備しております。

【補充原則2-4-1】(中核人材の登用等における多様性の確保)

当社は、上記【原則2-4】のとおり、企業価値向上や会社の持続的な成長には、社内の多様性を確保することが重要であると考えており、多様なバックグラウンドを持つ一人ひとりの挑戦する意欲、能力、実績に基づき公正に評価し、評価に基づき上位職へ登用しています。

・女性の活躍:当社の女性管理職比率は、2021年3月末で約5%です。社会の半数は女性であり、女性の感覚を取り入れることは、当社の企業価値向上には欠かせないと考えております。当社は女性の登用を進め、管理職比率を、2025年度末までに10%まで引き上げることを目指しており、この実現に向け、社内女性キャリア研修や、資格支援促進を行っております。

・外国籍の方の活躍:当社の外国籍の従業員は、2021年10月末で10名です。地域社会の多様化(外国籍の方々の増加等)を踏まえ、当社は外国籍の方の活躍の機会を増やしていく方針です。さらに、外国籍の方についても、能力に応じて管理職への登用を行ってまいります。

・中途採用の方の活躍:当社の中途採用の方の管理職比率は、2021年3月末で57%です。今後については、当該比率を一定の基準としながらもこの比率にとらわれることなく、スキルや能力を持ち、当社の企業価値向上に向けて挑戦する意向のある方を積極的に採用していく方針です。

2021年6月の改訂後のコードの趣旨も踏まえ、多様性の確保についての考え方、測定可能な目標、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針の情報開示を進めてまいります。これらの詳細な内容は、2021年統合報告書等で開示する予定です。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮に関する方針については、「ガイドライン」第11条(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)をご覧ください。

【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)

当社では、以下の通り開示することによって主体的な情報発信を行っております。また、2021年6月の改訂後のコードの趣旨も踏まえ、サステナビリティや人的資本、知的財産への投資等についてもさらに積極的に開示してまいります。

(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ、統合報告書、株主総会関連資料、決算説明会等で開示、説明しております。

・経営理念:当社ホームページ内の「経営理念」ページ(URL:<https://www.nichigas.co.jp/corporate/philosophy/>)

・経営戦略及び経営計画:当社ホームページ内の「社長メッセージ」(URL:<https://www.nichigas.co.jp/corporate/greeting/>)、

統合報告書(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/library/annual/>)、当社ホームページ内の「説明会資料」(URL:

[https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results\\_briefing/](https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/))

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、上記1.「基本的な考え方」及び「ガイドライン」をご覧ください。

(3) 「ガイドライン」第22条(取締役等の報酬決定の方針・手続)をご覧ください。

(4) 「ガイドライン」第21条(取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名)をご覧ください。

(5) 個々の取締役・監査役の略歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

「第67回定時株主総会招集ご通知」については、当社ホームページの「IRニュース」(URL:[https://www.nichigas.co.jp/ir/ir\\_news/](https://www.nichigas.co.jp/ir/ir_news/))内に掲載しております。

【補充原則3-1-1】(サステナビリティについての取組み等) プライム市場向けの内容を含めた改訂後のコードに基づき記載しております。

サステナビリティの取組み内容や人的資本等への投資については、統合報告書や2021年5月17日開催の事業・ESG説明会でご説明いたしました。2021年6月の改訂後のコードの趣旨も踏まえ、経営戦略・経営課題と整合した、さらにわかりやすい開示を進めてまいります。また、気候変動に係るリスクや収益機会が自社に与える影響については、2020年統合報告書においてTCFD提言の項目に基づくリスクや機会、取組み状況について開示しております。

2022年4月4日から適用になるプライム市場向けの原則の内容を考慮し、気候変動に係るリスク及び収益機会による業績への影響を定量的にお示しする等、TCFD等の枠組みに基づき、開示の質と量のさらなる充実を進めてまいります。

【補充原則4-1-1】(取締役会の役割・責務)

「ガイドライン」第15条(取締役会の役割・責務)をご覧ください。

【補充原則4-2-1】(取締役会の役割・責務)

2021年6月の改訂後のコードの趣旨に沿う形で、サステナビリティに関する取組みを、2021年5月17日開催の事業・ESG説明会でご説明いたしました。また、取締役会にて、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略実行の監督を行っております。

【補充原則4-3-1】(取締役会の役割・責務)

当社は、「内部統制システム委員会」において、「グループ・リスク管理委員会」、「グループ・コンプライアンス委員会」、「情報開示委員会」及び「内部統制ワーキンググループ」を設置し、グループ全体を含めた内部統制体制及びリスク管理体制を構築しております。当該構築を推進する法務部は、社外を含む取締役、及び監査役に対し、日常的に内部統制システムの整備・運用状況の状況を報告するとともに、取締役会に対しても、定期的に内部統制システムの整備・運用状況を報告しております。また、内部監査部門である監査室は、取締役会(監査役含む)に対し、内部統制システムの整備・運用状況に関する内部監査の状況を適時かつ適確に報告することにより、取締役会が内部統制体制を監督することができる仕組み

みを構築しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用) プライム市場向けの内容を含めた改訂後のコードに基づき記載しております。  
当社は、社外取締役が、会社から独立した立場で各自の専門性や経験を活かして取締役会に意見を述べ、議論を活性化させることは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営において重要と考えております。当社の取締役5名のうち、3分の1を超える、2名が独立社外取締役です。両名は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた有益な意見を行う人物であり、取締役会における議論の活性化に繋がっております(2021年12月2日現在)。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準・資質)  
当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。当社では、取締役会で活発な討議がなされることを重視し、会計・財務に関して深い見識を有した経験豊富な公認会計士、海外事業に精通した投融資経験者であり企業の経営にも参画した経歴を持つ人物といった異なるバックグラウンドを有する独立社外取締役を選任しております。さらに当社では、独立社外監査役として会社法やリスク管理等を専門とする弁護士及び経営に関する高い知見を有する経験豊富な公認会計士を選任しております。

【補充原則4-10- 】(独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置)  
プライム市場向けの内容を含めた改訂後のコードに基づき記載しております。  
当社では、独立社外取締役を主要な構成員とする、独立した諮問委員会である「ESG経営推進委員会」が任意の指名委員会・報酬委員会に相当する役割を担い、本委員会にて取締役や執行役員の指名や報酬に関して、多様性の観点を含めて議論を行っております。2021年6月の改訂後のコードの趣旨も踏まえ、本委員会において、最高経営責任者(CEO)等の指名や後継者計画(プランニング)についても議論を進めてまいります。  
・本委員会は、社外取締役2名、社内取締役2名、社外監査役1名の5名で構成されております。過半数が社外役員であるとともに、社外取締役が委員長を務めていることより、本委員会は独立性を有していると判断しております。  
・本委員会は、取締役会の諮問に基づき、次の事項を審議し、取締役会に報告、答申または付議します。  
当社グループのESG推進に関する方針、戦略、計画および施策に関する基本事項  
脱炭素等、サステナビリティを考慮した事業活動に関する事項  
社会貢献に資する事業活動に関する事項  
持続的成長に向けたガバナンスの強化に関する事項(取締役・執行役員の人事案・報酬制度の基準等)  
その他取締役会からの諮問事項

【補充原則4-11- 】(取締役会及び監査役会の構成についての考え方)  
取締役会出席者の過半数は社外役員(監査役含む)です。当社の企業価値の向上に貢献するスキル(豊富な経験、高い見識、専門性)を備え、中長期的な成長に向けた全社戦略の決定及び機動的な業務執行に関して高いレベルで監督できると考える人材を取締役及び監査役に配置しております。また、独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含んでおります。

取締役、監査役のスキルマトリクス		主なスキル		その他スキル			
社内4名、社外5名	経営戦略	営業	業界経験・オペレーション	DX戦略・テクノロジー	イノベーション・ファイナンス	財務・法務・会計	ESG経営
代表取締役社長執行役員	和田 眞治						
代表取締役専務執行役員	渡辺 大乘						
代表取締役専務執行役員	柏谷 邦彦						
取締役(社外)	井出 隆						
取締役(社外)	河野 哲夫						
常勤監査役	安藤 克彦						
監査役(社外)	山田 剛志						
監査役(社外)	中嶋 克久						
監査役(社外)	五味 祐子						

取締役会の役割・責務については、「ガイドライン」第15条(取締役会の役割・責務)をご覧ください。

【補充原則4-11- 】(取締役、監査役の兼任状況)  
当社では、社外取締役以外の取締役は他の上場会社の役員を兼務しておりません。社外取締役及び監査役の他の上場企業の役員との兼務状況については有価証券報告書等で開示しておりますが、兼務先の数も合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならないと判断しております。

【補充原則4-11- 】(取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)  
○2021年3月期の各取締役の評価:独立した第三者たる有識者(評価者)から「取締役としての基準に達している」との評価を受けました。  
○2021年3月期の取締役会の実効性評価:第三者(三菱UFJ信託銀行)の関与を得て、社内役員・社外役員両方へアンケートを行う方式で評価を実施した結果、「取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに則り全体として実効性があった」との評価を得ました。特に、下記の点が評価されました。  
・株主をはじめとするステークホルダーと積極的に対話し、対話の内容を経営戦略や事業戦略等に活かしていること  
・経営戦略や経営方針に基づいた業績指標のモニタリングを行っていること  
・経営陣の評価指標が経営戦略や経営方針に基づいたものであること  
また、取締役会の実効性をさらに強化するためには下記に対応いただきたいとのご意見をいただきました。

- ・モニタリング機能をさらに強めるための報告事項の充実
  - ・経営戦略や事業計画の進捗に応じたりスクの洗い出し
  - ・ESG経営推進委員会の状況報告の充実
  - ・取締役会における、大局的な観点での議論のさらなる深化
- 取締役会の実効性の評価の方針については、「ガイドライン」第24条(取締役会の実効性の評価)をご覧ください。

【補充原則4-13- 】(情報入手と支援体制)

内部監査部門である監査室は、取締役会及び監査役会に対し、グループ全体の内部統制体制及び内部監査計画に基づき実施したリスク管理に関する監査結果、課題事項、指摘事項の改善状況を、直接報告しております。また、監査役会では、監査室の報告に基づき取締役の職務執行状況について総合的な評価を行い、取締役会に対し、評価の結果を報告しております。

監査の実効性に関しては、監査室は、社外を含む取締役及び監査役と協議の場を設け、監査結果に関する監査項目や監査手法、フォローアップ監査の状況等について必要な協議等を行い、適時に監査方針を決定することで、監査の実効性を確保する連携体制とその仕組みを構築しております。

社外役員(取締役及び監査役)とは、取締役会のほか、経営会議、ESG経営推進委員会、グループ執行役員会議等の会議資料や議事録をタイムリーに共有しています。また、取締役会の開催前に適宜、担当役員やプロジェクト責任者から取締役会の議題に係る説明を行い、取締役会での議論の活発化を図っております。

【補充原則4-14- 】(取締役、監査役のトレーニング方針)

「ガイドライン」第26条(取締役、監査役のトレーニング方針)をご覧ください。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主・投資家の皆様との建設的な対話が重要であると認識し、社内体制を整備し、様々な対話の機会を設定しております。

- ・代表取締役社長執行役員を含め各役員が積極的に対応し、IR担当部署を窓口として年間約250回の個別面談に対応しております。
- ・海外投資家との個別の面談では、大半の場合、通訳を介さずに直接英語で面談を行っております。企業を、より正確に理解した有益な情報を投資家の皆様にお伝えするには、通訳を通じた言葉ではなく、会社の内情を理解した立場の人物が、直接コミュニケーションすることが重要と認識しております。

・個別面談等において株主との対話を通じて得た有用なご意見は、取締役会に適切に共有し議論を行っております。

・説明会に関しては、決算発表当日に電話会議形式で決算説明会を実施し、経営企画/IR部・経財部管掌役員からご説明しております。その他、原則年2回事業説明会を開催し、代表取締役社長執行役員を含めた複数の役員が登壇し、事業戦略やESGの取組みについてご説明しております。説明会の模様は、当社ホームページ「説明会資料」(URL:[https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results\\_briefing/](https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/))で開示しております。

2021年6月の改訂後のコードの趣旨を踏まえ、社内取締役に加え、社外取締役や監査役も含めた役員が面談に対応させていただく等、株主とのさらなる建設的な対話に向けた社内体制を整備していく方針です。

株主との建設的な対話に関する方針については、「ガイドライン」第27条(株主との対話)をご覧ください。

【補充原則5-2- 】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は資本政策の一環として、総資産を、高収益資産(LPガス・ICT)、低収益資産(現預金・本社等)、その他に分類し、高収益資産へ資源を集中させ、低収益資産は圧縮するという基本的方針と、それによりROICを向上させていく経営戦略であることをご説明しております。

2021年6月の改訂後のコードの趣旨を踏まえ、事業ポートフォリオに関し、より分かり易い説明を進めてまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,264,700	13.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,814,800	11.00
東京電力エナジーパートナー株式会社	4,380,000	3.76
GOLDMAN SACHS & CO. REG(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3,714,724	3.19
株式会社 かんぼ生命保険(常任代理人 株式会社カストディ銀行)	2,965,000	2.54
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2,186,760	1.87
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,892,887	1.62
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,588,573	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75844口)	1,426,053	1.22
JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,321,528	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

上記の大株主の状況は、2021年9月末現在です。当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記所有株式数は分割後ベースです。

当社は、自己株式2,131,966株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設

定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75844口)所有の当社株式1,426,053株を含んでおりません。  
また、割合(%)は、当該自己株式を控除して計算しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情



経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
井出 隆	他の会社の出身者														
河野 哲夫	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井出 隆			<p>&lt;社外取締役として選任する理由&gt; 井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関する高い見識を有しており、この見識を活かして特に財務政策・コンプライアンス体制の構築について専門的な観点から監督、助言等をいただけたと考え選任しております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt; その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 剛志			<p>&lt; 社外監査役として選任する理由 &gt;                      弁護士として活動するとともに、成城大学大学院法学研究科教授及び成城大学法学部教授として会社法と金融法を専門として指導しております。その専門知識と見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくと考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;                      その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>
中嶋 克久			<p>&lt; 社外監査役として選任する理由 &gt;                      公認会計士としての監査法人勤務、ベンチャーキャピタル及び預金保険機構への出向経験から企業価値評価、株式価値算定に関する高い専門性を有しております。またM&amp;A・組織再編コンサルティング会社の経営者として経営に関する高い見識も有しているため、監査役としての有用な指摘を行っていただくと考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;                      その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>
五味 祐子			<p>&lt; 社外監査役として選任する理由 &gt;                      弁護士として危機管理・リスク管理等に関する豊富な知識と経験を有しております。その知識及び経験を活かし、専門的かつ独立した見地から当社の監査を行っていただくことで監査役監査を強化することが期待できると考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;                      その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。

【インセンティブ関係】



## 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役・執行役員の報酬は、連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と、株主価値との連動性をより意識した株式報酬により構成し、中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としております。社外取締役及び監査役は、適切にその役割を担うために固定の基本報酬のみを支給し、業績に連動する報酬や株式報酬は支給していません。

#### (1)業績に連動する基本報酬

基本報酬の一部に業績に連動する部分を導入することで、対象役員の当社グループ業績向上に対する達成意欲を高めることを目的としております。対象役員の個別基本報酬は、各役員に対する独立外部評価者(\*)による評価を基礎として算定しております。

(\*)外部機関による推薦に基づき、2015年より評価を依頼している2名の大学教授です。人事部管掌役員が、経営、役員報酬の算定根拠となる業績評価に高い知見を有すると判断し、評価の依頼に至りました。

対象役員は、取り組んだ課題、実績について、年に一度決算終了後に、独立外部評価者と評価面談を実施しております。

独立外部評価者が、面談結果をもとに、対象役員の役割・責務別に求められる項目ごとに定量評価、定性評価を実施。定量評価は、会社全体の営業利益及び各役員が評価期間の初めに掲げた目標の達成状況で評価されます。また、定性評価は、企業価値向上への貢献、方針策定と戦略の浸透、後継者の育成と発掘、専門能力、先見力等の項目により評価されますが、特に過去の慣習や成功体験にとらわれない変革力が重視されます。

代表取締役社長執行役員及び人事部管掌役員は、代表取締役専務執行役員から報告される独立外部評価組織の結果に基づき協議を行い、個別の基本報酬案を決定します。

代表取締役社長執行役員及び人事部管掌役員は、独立外部評価に基づき、個別の基本報酬案を決定した考え方についてESG経営推進委員会へ報告し承認を得ます。

ESG経営推進委員会は、上記で議論した内容を取締役会へ報告します。取締役会は報告内容を確認した上で、個別の基本報酬の決定を代表取締役社長執行役員及び人事部管掌執行役員へ委任します。

代表取締役社長執行役員及び人事部管掌執行役員は、個別の基本報酬を最終決定します。

社外取締役及び監査役の個別の基本報酬は、その役割・責務に応じて決定しております。

#### (2)株式報酬(\*)

対象役員の報酬と株主価値との連動を高めることにより、対象役員の業績向上意識を一層高め、企業価値・株主価値の向上を高めることを目的として導入しております。

本株式報酬は、BIP信託制度を利用し、連結営業利益等の達成度等に応じて変動する基本報酬月額及び役員係数に基づきポイントを算出し、対象役員に毎年付与いたします。ポイントは在任期間中累積され、退任時に、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式及び信託内で換価処分した換価処分相当額の現金を受け取ることができます。

2020年6月24日開催の第66回株主総会にて、2021年3月期から2025年3月期を対象とした本制度の継続を決議しております。

(\*)役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託とは、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員インセンティブ・プランです。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

### 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内(内、社外取締役300百万円以内、また、使用人分給とは含まず。)と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。

2021年3月期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の役員報酬

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	非金銭報酬(株式報酬)	賞与 退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	297	171	65	60	9
監査役 (社外監査役を除く)	14	14			1

取締役には、使用人兼取締役はおりません。

対象となる役員の員数は、当事業年度における最大人数としております(取締役につきましては株主総会の退任前人数)。

上記非金銭報酬の株式報酬は、当事業年度における株式報酬引当金の繰入額であります。

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の総額(百万円)	連結報酬等の種類別の額(百万円)	
				基本報酬	非金銭報酬(株式報酬)
和田 眞治	取締役	提出会社	112	74	38

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記、【インセンティブ関係】の「該当項目に関する補足説明」をご覧ください。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員専従スタッフはおりませんが、社外取締役に 대해서는 総務部が、社外監査役に 대해서는 監査室のスタッフがそれぞれサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要

### 1. 業務執行体制

当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離することを目的に、経営戦略や経営計画の基本事項等を決定する「取締役会」の他、「経営会議」を設置して業務執行の権限を委譲し、取締役会にて決議した内容を実現するための議論を行っております。

また、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための諮問委員会として「ESG経営推進委員会」を設置しております。中長期的な事業環境の変化がビジネスモデルに与えるリスクと事業機会をESG(環境・社会・ガバナンス)の観点から整理・共有することにより、当社グループのESG経営を推進し、事業を通じて社会的課題の解決を図るとともに、当社グループの持続的成長の実現と中長期的な企業価値の向上のための活動を実施し、ステークホルダーの期待に応える取組みを実施しております。

「取締役会」については、独立社外取締役2名を含む5名(代表取締役社長執行役員 和田眞治、代表取締役専務執行役員 渡辺大乘、同 柏谷邦彦、社外取締役 井出隆、同 河野哲夫)により構成しております。

「経営会議」については、社長執行役員、各本部長及び副本部長により構成し、取締役会の業務執行に関わる権限事項を委譲することで、取締役会にて決議した経営戦略や経営計画の具体的施策を審議、実行しております。

「ESG経営推進委員会」については、独立社外取締役を委員長、独立社外取締役、独立社外監査役及び代表取締役を委員とし、3名以上5名以内で構成(過半数は社外取締役又は社外監査役)しております。ESG経営の観点を踏まえた長期視点での経営戦略や経営計画の策定について助言し、取締役会の客観性や透明性を高めてまいります。また、持続的成長に向けたガバナンス強化を目指し、役員報酬や後継者計画(育成を含む)に関する議論を実施しております。

### 2. 監査体制

当社の監査役会は、常勤監査役1名と独立社外監査役3名の計4名(常勤監査役 安藤克彦、社外監査役 山田剛志、同 中嶋克久、同 五味祐子)で構成され、社外監査役には、取締役会からの独立性が高く、財務・会計並びに会社法等の知見を有する人材が選任されております。

監査役会は、取締役会の開催に先立ち定期的に開催される他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行うとともに、取締役、執行役員及び各部門長に対する業務執行状況の監査も実施しております。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査部門である監査室から監査の実施状況等の報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監査しております。

会計監査業務を行った公認会計士の氏名(所属する監査法人、継続監査年数)

朝田 潔(協立監査法人2年)及び岩切 靖雅(1年)他、公認会計士7名が補助者として会計監査業務に関わっております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。当該体制を採用する理由は、効率的な業務執行の状況を重視しつつ、経営の透明性を確保するため、社外取締役及び社外監査役による経営監視体制を堅持し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める上で有効と判断しているためであります。

また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制度を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしております。この体制のもと経営を行うことで、「経営の規律」を確保しつつも「捨てる覚悟」と「変革への意思」を持った経営が可能になり、さらなる企業価値の向上を実現できるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月24日に開催いたしました定時株主総会では、開催の3週間前に招集通知を発送いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	発送日に開示いたしました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「日本瓦斯株式会社ディスクロージャーポリシー」を制定し、ステークホルダーの皆様への情報開示に係る方針を定めております。「日本瓦斯株式会社ディスクロージャーポリシー」は、ホームページ(URL: <a href="https://www.nichigas.co.jp/">https://www.nichigas.co.jp/</a> )に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会に関しては、決算発表当日に電話会議形式で決算説明会を実施し、経営企画/IR部・経財部管掌役員からご説明しております。その他、原則年2回事業説明会を開催し、代表取締役社長執行役員を含めた複数の役員が登壇し、事業戦略やESGの取組みについてご説明しております。 ・事業説明会: 2021年11月に開催いたしました。 ・事業・ESG説明会: 2021年5月に開催いたしました。 説明会の模様は、当社ホームページ「説明会資料」に開示しております。(URL: <a href="https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/">https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/</a> ) また、2021年3月期は、LPG託送、電気事業、DX等の特定のテーマについて、その執行責任者が説明するテーマ別IRを実施いたしました。 ・DXの取組みに関するIR: 2020年6月、9月、10月に開催いたしました。 ・LPG託送に関するIR: 2020年9月に開催いたしました。 ・LPGガス商圏買収と電気事業に関するIR: 2020年9月に開催いたしました。 ・ESGに関するIR: 2020年10月に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料やIRニュース、説明会の動画をホームページに掲載しております(URL: <a href="https://www.nichigas.co.jp/ir/">https://www.nichigas.co.jp/ir/</a> )。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画/IR部が、窓口となっております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本瓦斯グループ 役職員行動規範」、「日本瓦斯グループ 職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針」等で規定しているとともに、社内コンプライアンス意識調査の実施やコンプライアンス及びハラスメントに関する研修等の取組みを実施しております。また、ステークホルダーの皆様との双方向のコミュニケーションを心掛けております。

## 環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、ラストワンマイルでエネルギーをお届けする会社として、オペレーションの各所でCO2排出量削減に取り組みながら、他社(パートナー)との協働による新たな技術で、2050年までのCO2ネットゼロを目指してまいります。

2030年まで:LPガスのオペレーションにおいて、当社がデータをつないで実現した高効率な充填・配送オペレーションでCO2排出量を半減します。さらに当社は、自社のCO2を削減するだけでなく、他のLPガス事業者(パートナー)にも当社のLPガス配送の仕組みを「LPG託送」としてご利用いただき、業界全体のCO2排出量の半減を目指します。

当社は、これからはガスと電気のハイブリッドでのエネルギーのご提供を大前提に、CO2排出量削減の取組みを進めます。電源の再エネ調達比率を高めるとともに、省エネガス機器や、電気とガスのハイブリット型ガス機器普及等の取組みを進め、ガスと電気を効率的にお届けしながら、お客様あたりのCO2排出量の半減にも取り組みます。当社では、電気事業を、脱炭素社会におけるサステナビリティ・トランスフォーメーションの中核と位置付け、エネルギーの最適利用に貢献してまいります。

また、自社のタンクローリー、トレーラー、個別配送トラック、営業車両を含め、当社で使う全ての車両を電気自動車(EV)に切り替えるとともに、パートナー企業とタイアップし、充電拠点整備の推進やEV向け電気料金メニューを充実させ、社会のEV化を推進してまいります。

2050年まで:CO2ネットゼロの実現に向け、環境に特化したベンチャーへの出資・提携等を進め、新技術導入を図ります。再エネ(自然エネルギー)、蓄電池のほか、水素エネルギー、アンモニア、カーボンフリー・メタン等、商用利用に向けて技術開発が進む新領域について、実用可能性を見極めながらそれらの新技術の導入・実証を進めます。

当社のESG・SDGsに関する具体的な取組みは、「2020年統合報告書」(URL:<https://www.nichigas.co.jp/ir/library/annual/>)、当社ホームページ内の「説明会資料」(URL:[https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results\\_briefing/](https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/))に掲載しております。

## ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ディスクロージャーポリシーにおいて、ステークホルダーの皆様に対する情報提供に係る方針について定めております。

当社は、ステークホルダーに向けた適時適切な情報開示が健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを十分認識し、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、適時適切かつ公平に開示することを基本方針としております。

会社情報の適時開示に関する社内体制につきましては、下記「2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご覧ください。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 業務運営の基本方針

当社は、経営戦略・経営計画の実現にあたり、内部統制の整備・運用を実施しております。

代表取締役社長執行役員を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置し、その下部組織として「グループリスク管理委員会(委員長:コーポレート本部長)」、「グループコンプライアンス委員会(委員長:同)」、「情報開示委員会(委員長:同)」及び「内部統制ワーキンググループ(統括責任者:法務部長)」を編制の上、内部統制システムの整備及び運用を実施することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制を確立しております。

財務報告に係る内部統制については、「内部統制ワーキンググループ」が所管し、評価委員を選定し、全社的な統制や各業務プロセスの整備・運用を評価しております。また、グループ子会社においてもそれぞれ評価委員を選定し、各業務プロセスの整備・運用に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議しております。

弁護士等、その他第三者の状況については、8つの法律事務所と連携しております。法律上の判断を要する場合は法律事務所に問い合わせを行い、コンプライアンス経営に資する法律面のコントロール機能が働く仕組みを構築しております。

#### 2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たすべく、コンプライアンス経営の確立を宣言しております。

当社は、監査役会設置会社として監査役による適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、社外取締役によるモニタリング機能やアドバイス機能を強化し、執行役員制度を採用した業務執行上の責任の明確化と権限委譲を行い、積極的かつ機動的な業務執行体制を構築することにより、経営の「健全性・透明性の確保」を前提として、適正に「効率性の追求」を行う体制を整備しております。

当社役員及び従業員等が、各々の立場でコンプライアンスの確立を自らの問題として捉え業務執行にあたるよう、コンプライアンス・プログラムとして、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定し、公正かつ適正な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくため、以下の施策を実施しております。

・コンプライアンスに関する啓発・教育活動を通じ、コンプライアンスを推進する風土を醸成しております。

・コンプライアンス推進体制の強化のため、「グループ・ヘルプライン運営規程」を制定し、内部通報制度「グループ・ヘルプライン(社内窓口・社外窓口)」を設け、コンプライアンス違反行為等に気づいたときは、ヘルプライン事務局(社内窓口)、法律事務所(社外窓口)の他、常勤監査役へ通報するよう定め、通報者のプライバシーに最大限配慮し、通報内容を守秘し、通報者及び協力者に対して、不利益な扱いをしないことを徹底した上で、コンプライアンス違反に関するリスクの早期発見、回避、極小化及び再発防止に資する活動を行う体制を整備の上、コンプライアンス推進体制の実効性を高めております。

・役員及び従業員等がハラスメントに関する理解を深め、全ての役員及び従業員等の人権が尊重され、その能力が十分に発揮できる職場環境を整備するため、「日本瓦斯グループ職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針」を制定し、当該方針に則り、適切な対応を実施しております。

・当社は、健康経営を推進するため、「安全衛生委員会」を設置し、従業員等の長時間労働の削減、健康増進、労働生産性の向上、有給休暇の取得推進等、職場環境の改善にも積極的に取り組んでおります。

財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所の諸規則等との適合性を確保するための十分な体制を構築しております。

内部通報に関する基本方針については、「ガイドライン」第12条(ステークホルダーとの関係)をご覧ください。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会その他の重要な会議における意思決定に関する情報及び代表取締役の決裁をはじめとする職務執行上の重要な決裁に関する情報並びに財務、事務及びコンプライアンスリスクに関する情報(電磁的情報を含みます。)を適切に記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。

情報セキュリティ対策をリスクマネジメントの観点から総合的に推進するため、「日本瓦斯グループ情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報セキュリティに関わる「情報セキュリティ対策チーム(責任者:法務部長)」を設置し、当社グループの情報セキュリティ体制を整備し、運用しております。個人情報の適法かつ適正な取扱いを推進するため、当社グループの各社が「個人情報保護方針」及び社内規程を整備し、個人情報保護管理者の主導のもと、適切かつ安全に個人情報の取得・保存・管理等を実施しております。

当社は、「情報開示委員会」を設置し、会社の重要な情報の開示に関連する社内規程を整備し、法令及び東京証券取引所の諸規則等の要求に従い、開示すべき情報が適正に、適時かつ公平に開示される体制を整備しております。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスクを横断的に認識し、各業務の所管部門がリスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、リスクの予防、軽減及び回避を行うための方策の策定・運用について、継続的に取り組んでおります。

当社グループのリスクについて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行うため、「グループリスク管理委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に基づいて総合的なリスク管理を実施しております。「グループリスク管理委員会」では、リスク分類に応じた所管部門長(各グループ会社の責任者を含む)を委員とし、法務部を事務局とした当社グループのリスク管理体制の整備及び運用を推進しております。有事の際には「グループリスク管理規程」に基づき、当社グループとして対応し、危機管理にあたることとしております。

また、平時から、「グループリスク管理委員会」において、当社グループにおけるリスクを評価し、必要かつ十分な対応方針を策定しております。統制すべきリスクについては、役員及び従業員等の教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を整備しております。なお、万一の自然災害時や事故等に備え、統括管理部門としてエネルギー事業本部が主導し、安全面・環境面・物流面から緊急保安体制を組織し、毎年、防災訓練等を実施しております。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。職務執行と経営の効率を向上させるため、社長執行役員、各本部長及び副本部長によって構成される経営会議を毎月1回以上開催し、また、常勤の取締役及び監査役並びに子会社社長及び各支店長、各部門長が出席するグループ執行役員会議を毎月開催し、業務執行に関わる基本的事項及び重要事項に係る各種報告等を機動的に行う体制を整備しております。さらに、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定の上、各部門においてその目標達成に向けた具体策の立案と実行に努めております。

当社は、業務分掌について規定した「組織規程」、及び「職務権限規程」等を定め、業務の執行を適切かつ効率的に行うこととしております。

また、業務の合理化・簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進しております。

加えて、役員と従業員等との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、従業員等に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制の

構築に努めております。

各会議体の概要については、上記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営監視組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「日本瓦斯グループ会社管理規程」を制定し、経営状況、業務執行状況及び財務状況に関する定期的な報告を受け、当社グループの企業価値を最大化する観点から、経営会議及び取締役会において子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているかを確認しております。

取締役及び執行役員等が子会社の取締役又は監査役を兼務し、当社グループの経営理念及び経営方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすることにより、子会社の経営管理を行っております。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるリスクマネジメントについては、「グループリスク管理委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを概括的に管理しております。また、「グループリスク管理委員会」には、子会社も参画し、横断的に当社グループのリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を講じております。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図ります。子会社の自主性を尊重しつつ、その経営管理及び助言・指導を行うとともに、取締役及び執行役員等が子会社の取締役又は監査役を兼務し、経営を把握し、業務の適正化を推進しております。

子会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要事項については「日本瓦斯グループ会社管理規程」に基づき、当社に事前報告の上、承認を得ることとしております。

当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入することでグループ共通システムを構築し、グループ内の情報共有を図り、効率的な職務の執行を推進しております。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員等を対象とする、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定するとともに、当社グループの役員及び従業員等に対するコンプライアンス研修を実施しております。

監査室は、当社グループの内部監査を実施し、業務執行の適法性及び妥当性等を監査しております。その内部監査結果を当社の代表取締役、監査役及びグループ各社の社長等に報告し、内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言をしております。

当社グループを対象とする内部通報窓口として、「グループ・ヘルプライン」を設け、ヘルプライン事務局（社内窓口）、法律事務所（社外窓口）の他、常勤監査役へ通報するよう定め、子会社の役員、及び従業員からの通報に対し、コンプライアンスの視点から、是正措置、再発防止策の策定と実施を行っております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定し、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保に努めております。

8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の役職員が監査役に報告するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告しております。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「経営会議」・「内部統制システム委員会」・「グループコンプライアンス委員会」・「グループリスク管理委員会」の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、執行役員又は部門長にその説明を求めることとしております。

監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役等と定期的に三様監査会議を開催の上、必要な情報交換を行い、緊密な連携を図っております。また監査役は、グループ・ヘルプラインの窓口にもなっており、コンプライアンス違反行為が発生した場合には、監査役が適切に事態を把握できる体制を整備しております。

(2) 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告するための体制

子会社の役員及び従業員等は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役に報告しております。また、子会社の役員及び従業員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。加えて、当社グループの内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告しております。さらに、グループ・ヘルプラインを通じて、子会社の役職員から、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。

(3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨の規程を整備しております。

(4) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保しております。また、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

9. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性の確保を経営の重要な責務として位置付け、これを実現するために、代表取締役社長執行役員が主導し、当社グループの適正な内部統制体制を整備することを基本方針としております。また、財務報告の信頼性及び適正性の確保にあたっては、監査室及び経財部において内部統制システムの整備・運用状況の検証及び内部監査を行うとともに、取締役会及び監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会及び監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制を整備しております。子会社各社にはそれぞれ評価委員を選定の上、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営しております。内部監査においてもリスクアプローチの観点から監査室及び経財部が子会社に対する内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」に基づいて、「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼす反社会的勢力やその組織に対して、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」という方針に則り、統括管理部門として法務部主導のもと、警察・法律事務所等との連携を密にし、適正に対応するよう努めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」において反社会的勢力に向けた基本的な考え方を定め、研修等を通じて役員及び従業員等への啓発・教育活動を行っております。

また、法律事務所等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しており、反社会的勢力の不当要求に対しては法務部を統括管理部門として組織的に対応しております。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

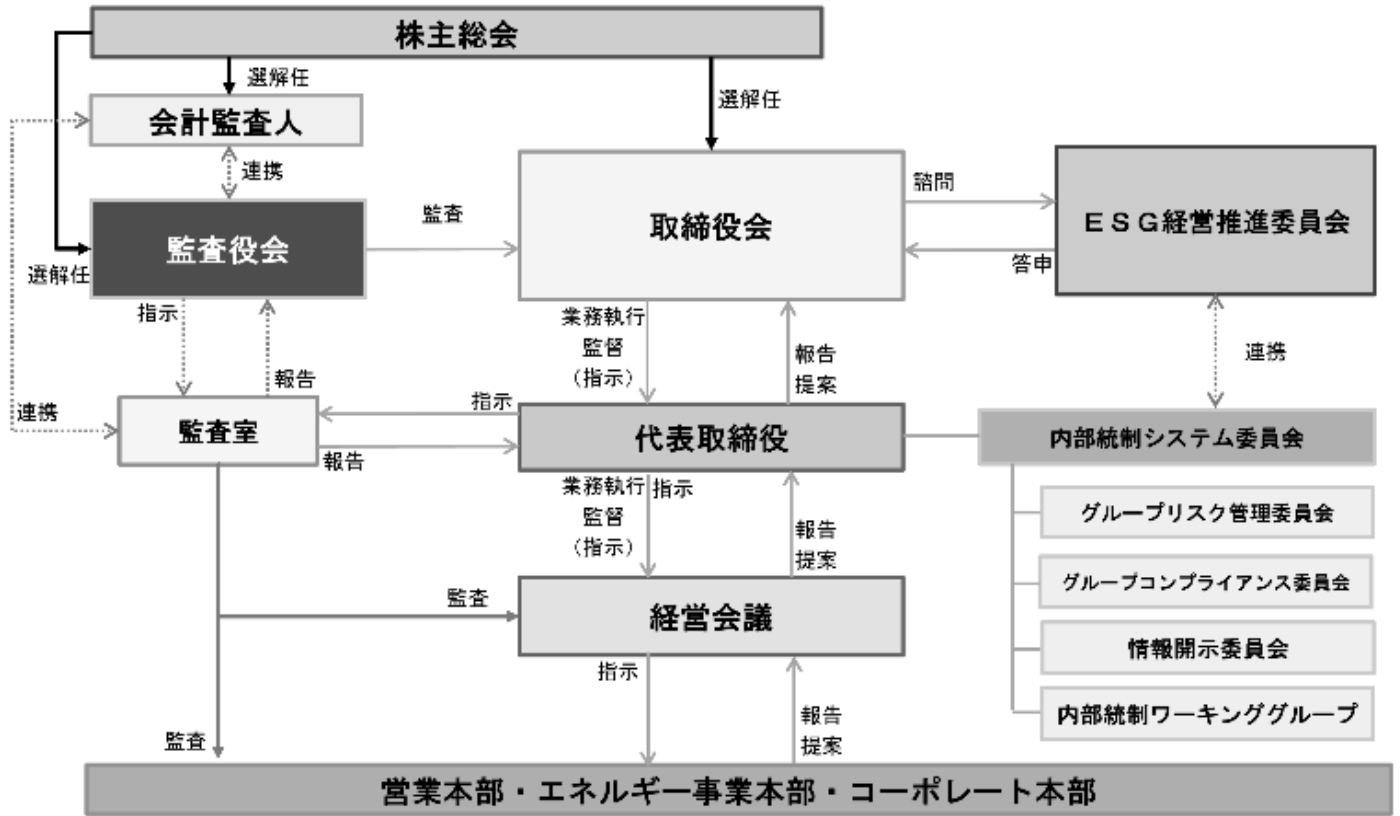
なし

#### 該当項目に関する補足説明

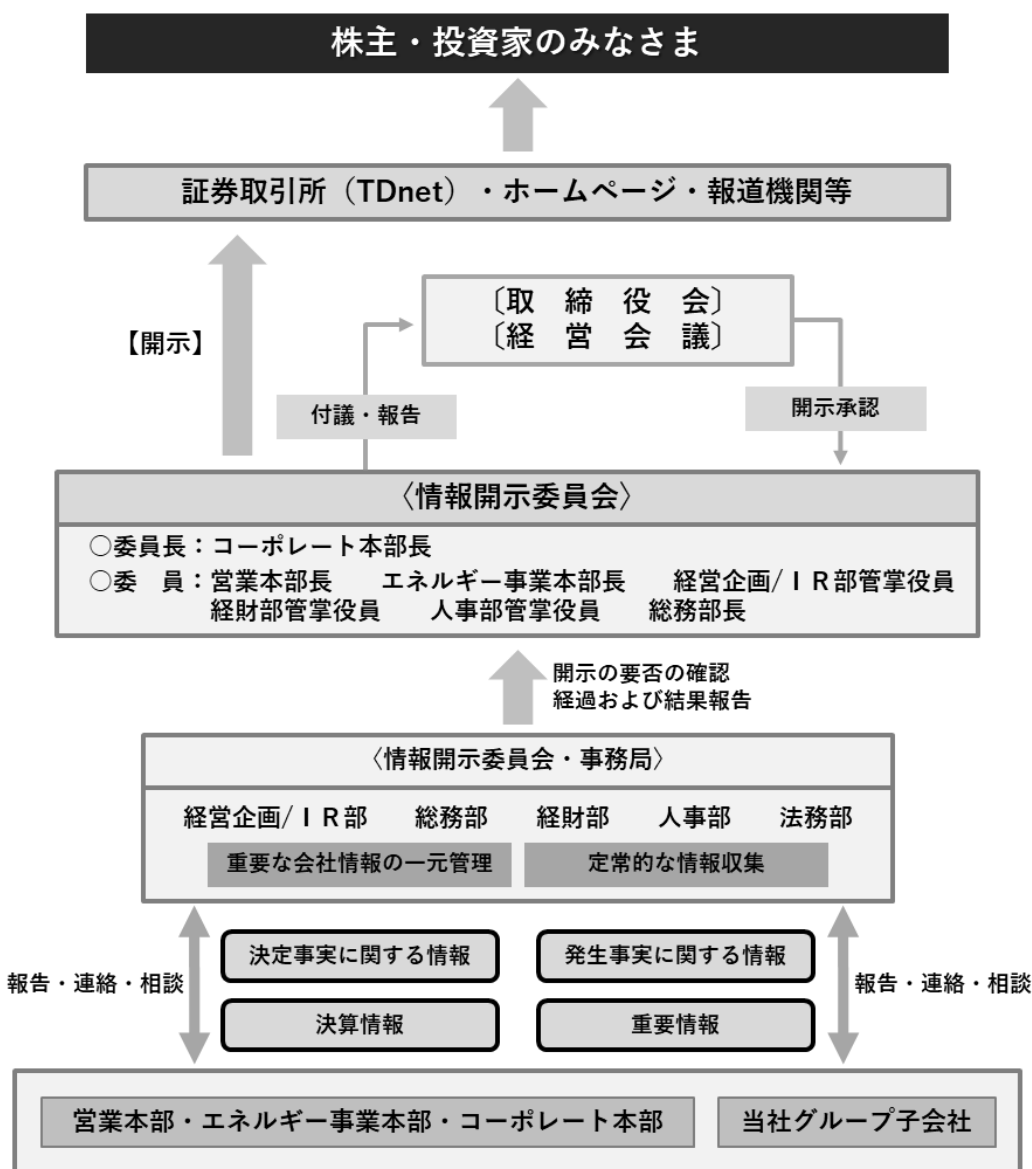
当社は、2017年6月28日第63回定時株主総会にて企業価値向上プラン(買収防衛策)を廃止いたしました。本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、合わせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の通りです。



■ 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。



## 1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社は、ステークホルダーに向けた適時適切な情報開示が健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを十分認識し、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、適時適切かつ公平に開示することを基本方針としております。

適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（内部者取引管理規程）を定め、「日本瓦斯グループ役員行動規範」においてインサイダー情報の管理等に関する遵守事項を明確にしております。

## 2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

当社は、情報開示委員会（委員長：コーポレート本部長）を設置し、重要情報の判定、開示の要否、その開示の手段を決定しております。適時開示情報のうち、財務・経理に係る情報は経営企画/IR部・経財部管掌役員が、それ以外の情報は管掌等に応じて情報開示委員が具体的な公表内容の起案及び開示を担当しております。

当社は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録・開示する手続きを速やかに行っており、登録後は当社ホームページにも

掲載しております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、職務権限規程に従い、取締役会又は業務執行に関する事項を審議する経営会議の決議後に開示いたします。緊急の場合は、代表取締役社長執行役員の承認を得て、開示いたします。

(2) 発生事実に関する情報

当社の運営、業務又は財産に関する重要な事項で、有価証券に関する株主・投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合、情報開示委員会委員長は、代表取締役社長執行役員の承認を得て、積極的に開示いたします。

(3) 決算等の開示情報

決算情報の開示情報については、担当部門である経財部が作成し、取締役会の決議後に開示いたします。また、経営企画/IR 部において決算情報に関する補足資料を準備し、株主・投資家との皆様とのコミュニケーションの活性化を図ります。

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

2021年12月2日

日本瓦斯株式会社

## 第1章総則

### (目的)

第1条 本ガイドラインは、日本瓦斯グループ（以下、「当社グループ」という。）が経営理念に基づき、持続的な成長を維持し、中長期的な企業価値向上を実現させるためのコーポレート・ガバナンスに対する枠組みと運営方針を明らかにする。

### (経営理念)

第2条 当社グループの経営理念は次のとおり。

#### 【地域社会に対する貢献】

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献する。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考える。

#### 【企業の持続的成長を目指す】

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努める。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努める。

#### 【人的資源の尊重】

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素である。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指す。

### (コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第3条 当社グループは、前条の経営理念に基づき、企業価値の増大を図ることが、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等（以下、「ステークホルダー」という。）との信頼関係を築き、期待に応えるものとする。係る経営理念の実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保する。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努める。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### (株主総会)

第4条 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であると考え、可能な限り、いわゆる集中日を避け、アクセスの良い場所で株主総会を開催する。また、参考書類等の資料については、当社ホームページで開示し、当日、出席できない株主の議決権行使については、議決権行使書の郵送やインターネットによる方法を採用する。

2 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する株主が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使



をあらかじめ希望する場合の取扱いについて信託銀行等と協議を行う。なお、現在のところ株主総会において、実質的な株主の指示にしたがった議決権の不統一行使が可能となっている。

- 3 当社は、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを導入し、招集通知（参考書類等）の英訳をホームページ上で開示する。
- 4 当社は、相当数の反対票が投じられた議案について、株主総会終了後の取締役会において、議決権行使助言会社の方針等を参照し、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析と対応について検討する。

#### （株主の平等性の確保）

- 第5条 当社は、機関投資家向けの決算説明会や事業説明会を原則年2回開催し、その動画を当社ホームページに掲載し、少数株主も閲覧できるようにする。また、会社法上、少数株主に認められる諸権利については、「株式取扱規程」で権利行使の方法を定める等、その権利行使を円滑に行えるよう十分に配慮する。
- 2 当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保及び適切な権利行使に資するため、法律上で開示が課される書類に限らず、適宜、当社ホームページ、統合報告書等を通じて、英語版も含め、必要な情報開示を行う。

#### （資本政策）

- 第6条 当社は、資本政策を株主資本のパフォーマンスを最大限高める最適な資本調達を行うことと捉え、自社の事業ステージを踏まえて資本調達を行う。また、事業から生み出すキャッシュを中長期の企業価値向上に向けた投資に振り分けるとともに、株主還元を強化することで株主資本のパフォーマンスを高める。  
資本政策については、個別のIR面談、決算説明会、事業説明会及び統合報告書等を通して説明を行う。

#### （政策保有株式）

- 第7条 当社は、原則として政策保有株式に関しては全廃する方針とし、当社グループの中長期的な戦略に一致する場合、戦略的保有目的の株式として保有する。
- 2 当社政策保有株式の処分・縮減に加え、被保有分の政策保有株式についても、企業経営に対する一層の規律をもたらすために積極的に働きかけ、持ち合い解消をすすめる。
- 3 当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値及び当社の企業価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損するものに対しては反対票を投じるものとする。

#### （株主の権利保護）

- 第8条 当社は、支配権の変更や大規模な希釈化を伴う資本政策を行う場合、不当に既存株主の利益を害することのないよう、社外取締役を含む取締役会でその必要性・合理性を協議し、さらに社外監査役を含む各監査役の意見を聴取した上で決議する。また、その資本政策が当社の企業価値向上に資するものであることについて、株主に十分な説明を行うものとする。

### 第3章 ステークホルダーとの関係

#### (行動規範)

第9条 当社は、経営理念の実現のため、当社グループのステークホルダーに対する「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を定めている。ステークホルダーの権利と利益を尊重する当社グループの企業風土の醸成に向け、役員及び従業員のひとりひとりが、法令や社会的規範を遵守し、健全な事業活動を行うことが重要であると認識する。このような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、当社グループの事業活動を通じて社会の発展に貢献し、また、社会から高い信頼と評価を得ることに繋がると考える。

#### (関連当事者間の取引)

第10条 役員、主要株主その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を得るものとし、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性及び経済合理性について確認する。

2 取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、その内容について取締役会で報告することとし、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築している。

#### (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第11条 当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当していない。

#### (ステークホルダーとの関係)

第12条 当社グループは、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な関係が会社の持続的成長にとって重要であると考え、これを経営理念で規定している。

2 当社グループは、多様な人材の活用が会社成長の大きな原動力になると考えている。

3 当社グループは、「グループ・ヘルプライン規程」を制定し、内部通報制度「グループ・ヘルプライン（社内窓口：監査室、社外窓口：弁護士事務所）」を設置する。また、グループの役員及び従業員等の通報者のプライバシーに最大限配慮し、通報の内容を守秘し、通報者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する旨を明示的に社内規則に定め、リスクの早期発見、回避、極小化及び再発防止を行う体制を整備の上、コンプライアンス推進体制の実効性を高める。

### 第4章 情報開示

#### (情報開示)

第13条 当社は、会社経営に関する重要な財務・非財務情報を可能な限り開示することがステークホルダーの適切な理解を得るのに必要であると考え、会社法、金融商品取引法等、関係法令及び東京証券取引所が定める規則に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的かつ積極的に取り組み、また、提供する情報が、正確で全てのステークホルダーにとって明確かつ、有用性が高いものとなるよう努める。

## 第5章 コーポレート・ガバナンス体制

### (機関設計)

- 第14条 当社は、経営の客観性と透明性を高め、経営理念の実践によってステークホルダーの満足を実現し、永続的に企業価値を向上させることが企業経営の重要課題と位置付けている。
- 2 当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持し、かつ、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図るものとする。
- 3 当社は、取締役会の他、決議した内容を実現するための業務執行の権限を委譲した「経営会議」を設置する。加えて、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための任意の諮問委員会として「ESG 経営推進委員会」を設置する。これらの体制により、当社は「攻めの経営」と「守りの経営」を進化させ、グループが一丸となって事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、持続的な企業価値成長を実現する。

### (取締役会の役割・責務)

- 第15条 当社の取締役会は、社内取締役及び独立社外取締役より構成し、迅速かつ適正な意思決定及び監督を継続的に遂行していく適切な体制規模とする。
- 2 取締役会は、「取締役会規則」において取締役会に付議すべき事項を定め、当該事項に関して審議及び決議する。また、当社は、「経営会議規程」及び「職務権限規程」等に則り、経営会議や責任部署への権限委譲を進め、業務執行に関する意思決定の迅速化を図っている。取締役会は、効率的な業務執行に向け、業務全体の実効性を監督する。
- 3 取締役会は、経営理念に基づいた経営戦略や経営計画等の大きな方向性を示し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整える。
- 4 取締役会は、事業環境の変化に応じた進行事業年度の経営計画を策定し、当該計画に対して達成度を確認し、未達成な場合その原因と対策を決算資料等で開示し、次期事業年度の経営戦略及び経営計画に反映させる。
- 5 内部統制については、内部統制システム委員会を設置し、その下部組織として「グループコンプライアンス委員会」、「グループリスク管理委員会」、「情報開示委員会」及び「内部統制ワーキンググループ」を編制の上、内部統制システムの整備及び運用を進め、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っている。また、財務報告に係る内部統制については、「内部統制ワーキンググループ」が所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備運用評価をする委員を選定し、また、連結子会社各社にもそれぞれ評価委員を選定の上、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営している。当社は、取締役会で会社法上の内部統制システムの運用状況の評価と内部統制システム基本方針に基づく整備事項の見直しを行う。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告書を取締役に付議して内部統制が有効であることを確認する。
- 6 取締役会は、前各項を実行なさしめるために、知識、経験、能力をバランス良く兼ね備え、多様性と適正規模を両立させる体制で構成する。

### (取締役会の運営)

- 第16条 取締役会の運営は、「取締役会規則」に定める。
- 2 取締役会において、議長は、社外取締役又は社外監査役からの問題提起や質問に対して、自由闊達で建設的な意

見交換と議論ができるよう進行する。

- 3 取締役会事務局は、会議資料を電子メールで事前に配信し、また、会議資料以外にも、社外取締役又は社外監査役から要請があった場合、その他必要に応じて情報を提供する。
- 4 取締役会の日程は、各取締役及び各監査役の了承のもと、年間計画で定める。

#### (監査役・監査役会の役割)

- 第17条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために、独立の機関として取締役の職務執行の監査を行う。
- 2 監査役は、公正な意思決定を担保するため、取締役会に出席の上、議案の内容を検討し、審議に有用な助言を行う。また、監査役は社外取締役による情報収集に資するため、取締役会その他の機会を通じて社外取締役に対する情報提供及び意見交換を行う。
  - 3 監査役は、監査機能の拡充のための取組みとして、次の施策を実施する。
    - (1) 監査室、会計監査人との連携及び三様監査会議の開催による情報交換等の実施。
    - (2) 常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、経営会議、内部統制システム委員会等の重要な会議への出席と意見の提起、当社事業所への往査、代表取締役との意見交換、執行役員、部門長等からの意見聴取、重要な決裁書類の閲覧等、様々な方法で当社の業務執行の適法性を監査する。
  - 4 監査役会は、社外監査役を含む全ての監査役で組織し、監査報告を作成する他、監査の方針、会社の業務及び財務の状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項等、法令又は定款等に基づく諸事項を決定する。
  - 5 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任する。
  - 6 監査役会は、監査室、各部署の部門長らと連携を図り、監査を実施するとともに、会計監査人とも連携の上、定期的に協議を行うよう努める。

#### (取締役及び監査役の責務)

- 第18条 取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーと様々な場面で対話し、企業価値の向上が株主共同の利益に資するものとなるという共通の認識のもとで行動する。

#### (独立社外取締役の役割・責務)

- 第19条 当社の独立社外取締役は、各自の専門的な知識及び経験に基づき、取締役会に上程された経営方針や経営改善、投資や人事（経営幹部の選解任）、利益相反取引の承認に係る議案等について、審議に参加し、自らの知見に基づき意見を述べ、採決に臨むことで、取締役会の重要な意思決定等について監督を行う。また、独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督するとともに、少数株主等に係る議案等については、経営陣から独立した立場で意見を述べる。

#### (会計監査人)

- 第20条 監査役会は、「監査役会規程」において会計監査人の選定・評価基準を策定し、社外監査役の意見も踏まえて、会計監査人の独立性、専門性について確認する。
- 2 監査役会は、監査日程や監査体制の確保に務め、会計監査人の適正な監査を確保する。
  - 3 会計監査人、監査役会、監査室は、定期的（基本的に四半期毎）に三様監査会議を実施する。また、会計監査人の求めに応じて、適宜面談を実施する。
  - 4 会計監査人が不正・不備等を発見した場合は、監査役会に報告し、その問題の軽重に応じて、監査役会や弁護士の意見を求め、必要に応じて速やかに開示する体制を確立する。

(取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名)

- 第21条 取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）並びに監査役の候補者の指名は、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格、見識及び知見等を十分に考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する。なお、執行役員は、全て委任型執行役員とする。
- 2 取締役候補者の指名及び取締役の解任は、取締役会の諮問機関である ESG 経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て代表取締役社長執行役員が取締役会に提案し、取締役会で審議の上、承認する。また、監査役候補者の指名及び監査役の解任は、取締役会の諮問機関である ESG 経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て代表取締役社長執行役員が監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会において提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認する。取締役会において承認した取締役・監査役の候補者の選任案及び取締役・監査役の解任案は、株主総会に付議する。
- 3 当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠する。
- 4 取締役には複数の独立社外取締役を選任する。
- 5 個々の取締役及び監査役の略歴等、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類及び統合報告書等で開示する。株主総会招集通知の参考書類については、当社ホームページの「IR ニュース」内に掲載する。

(取締役等の報酬決定の方針・手続)

- 第22条 取締役等の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部に業績連動部分を設けている。取締役等の個別の報酬は、経営に関し高い見識を有する独立外部評価者の評価に基づき、ESG 経営推進委員会の承認を得た上で、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長執行役員及び人事部管掌役員が決定する。また、当社ではBIP信託制度を導入し、報酬の一定割合を自社株報酬とすることで、取締役等は、株主と中長期的に利益を共有するものとする。

## 第6章 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

(兼任の状況)

- 第23条 取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示する。

(取締役会の実効性の評価)

- 第24条 当社は、每期各取締役が自己の職務執行状況等について自己評価を行い、その評価に基づき、各取締役は独立した第三者たる有識者（評価委員）と面談の上、評価を受けるものとする。また、取締役会は、第三者の関与を得た上で、社内外の取締役及び監査役から取締役会の実効性について、1)取締役会の構成と運用、2)戦略と実行、3)リスクと危機管理、4)株主との対話等の項目について、評価を受けるものとする。その上で、取締役会は、毎年、上記の各取締役の自己評価に基づいた第三者たる有識者（評価委員）の評価、及び取締役会の実効性に対する評価を踏まえて、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

## 第7章 情報入手と支援体制

(取締役、監査役の社内情報へのアクセス)

第25条 取締役及び監査役は、必要に応じて会社の情報を入手できるものとする。

2 社外取締役及び社外監査役からの資料請求については、総務部もしくは監査室が一次的な窓口として対応する。

3 当社は、業務上必要と認められる場合には、社外取締役や監査役又は監査役会が会社の費用で外部の専門家の助言を得られる体制をとるものとする。

(取締役、監査役のトレーニング方針)

第26条 当社では、取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援する。また、顧問弁護士によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上実施する。さらに、将来的な経営者としての専門的な能力を向上させるべく、年に数名の取締役をより高度で専門的な研修機関に派遣する。また、社外取締役及び社外監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する状況を把握できるよう、各社外取締役及び社外監査役に応じて継続的に情報提供する。監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会が開催する諸研修に参加する。

## 第8章 株主との建設的な対話に関する方針

(株主との対話)

第27条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主総会の場以外における株主との建設的な対話も重要であると認識し、様々な対話の機会を設定する。株主との対話において、当社は、代表取締役をはじめ各役員が株主の声に耳を傾け、経営方針をわかりやすく明確に説明する等を基本方針とし、適切な対応に努める。

2 当社では、株主又は投資家等からの面談申込みについては、IR担当役員を責任者として代表取締役社長執行役員を含めて各役員が積極的に対応する。また、当社では、コーポレート本部にIR専門部署を設置し、関係会社を含め、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制とする。なお、個別面談以外に、決算説明会や事業説明会を原則年2回開催し、その模様は当社のホームページの「IRニュース」で開示することに加え、不定期に投資家を招いて事業説明会を開催している。さらに、IR活動を通じて得られた株主・投資家からの有用なご意見やご要望については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告の上、経営の改善に役立てるものとする。

3 これらの取組みに際し、当社は、インサイダー取引規制等の観点から、株主との対話では未公表の重要事実を伝達しないものとする。

(経営戦略や経営計画の策定・公表)

第28条 当社グループは、エネルギー自由化やニーズの多様化、生活動態の変化等の世の中の変革を踏まえ、期待される資本コストを踏まえつつ当社の基本戦略を明確にする。基本戦略及びこれに基づく中長期収益計画は、統合報告書等において公表する。

## 第9章 制定及び改廃

第29条 本ガイドラインの制定及び改廃は、取締役会の決議による。



2016年 1月27日 制定  
2017年 6月28日 改訂  
2018年 6月28日 改訂  
2018年12月13日 改訂  
2020年 6月24日 改訂  
2021年 6月24日 改訂  
2021年 12月2日 最終改訂